

[事案 30-252] がん給付金支払請求

・令和元年 5 月 23 日 裁定終了

<事案の概要>

前立腺がんと診断されたので給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約解除されたことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 4 月、前立腺がんと診断されたので、平成 28 年 7 月に契約したがん保険にもとづき、給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約解除されたが、以下の理由により、給付金を支払うか、または既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1) 募集人に、PSA の数値が高いこと、再検査した結果がんが見つからなかったこと等を報告している。
- (2) 告知書作成の際には、再検査の結果、異常なしという経緯を募集人に説明したうえで、募集人に告知書の回答をどうすればよいか聞いて、「指摘なし」と回答した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知時点で、申立人は要精密検査の指摘を受けたことや今後定期的に検査を受ける予定であったことは認識していたのだから、診療完了にいたっていないことは容易に認識でき、告知することは十分に可能であった。
- (2) 当社の調査結果では、募集人が告知妨害や不告知教唆をした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反の事実が認められる一方、募集人には告知に関し不適切な対応があったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。